

補助対象外となる事業者一覧

- みなし大企業（次のア～ウのいずれかに該当する中小企業者をいう。）
 - ア 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者
 - イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者
 - ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗
- 関連特殊営業及び、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- 政治資金規正法第3条に規定する政治団体
- 宗教上の組織もしくは団体
- 相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第5号に規定する
- 暴力団経営支配法人等
- 相模原市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- 代表者、役員又はその他事業に携わる者に、相模原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者がいるもの
- 法令等に違反する活動を行っているもの
- その他市長が適当でないと認めるもの